

令和３年度第３回
立川市地域包括支援センター運営協議会

令和３年９月２８日（火）

立川市福祉保健部高齢福祉課

■ 日 時 令和3年9月28日（火） 午後2時～4時

■ 場 所 立川市役所 208会議室

■ 出席者 （敬称略）

[立川市地域包括支援センター運営協議会委員]

学識経験者

宮本 直樹（会長）

医療従事者

荘司 輝昭

医療従事者

中村 伸

民生委員児童委員

中村 喜美子

第1号被保険者代表

吉川 とみ子

介護サービス利用者

三松 廣

介護サービス事業従事者

森田 まゆみ

[地域包括支援センター職員]

ふじみ地域包括支援センター

安藤 徹

はごろも地域包括支援センター

須藤 浩世

たかまつ地域包括支援センター

野田 美輝

わかば地域包括支援センター

川野 和也、菅根 浩子

さいわい地域包括支援センター

荒井 央

かみすな地域包括支援センター

秋間 さや子

[市職員]

保健医療担当部長

吉田 正子

福祉保健部長

五十嵐 智樹

福祉総務課長

白井 貴幸

介護保険課長

高木 健一

高齢福祉課長

小平 真弓

高齢福祉課業務係長

永山 一徳

高齢福祉課在宅支援係長

石垣 裕美

高齢福祉課介護予防推進係長

丸山 清孝

高齢福祉課地域包括ケア推進係長

伊藤 和香子

高齢福祉課在宅支援係

倉田 雄一

高齢福祉課在宅支援係

高間 奈々

午後 2 時 0 0 分 開会

事務局

それでは、定刻前でございますが、皆様おそろいになりましたので、始めてまいりたいと思います。

令和 3 年度第 3 回立川市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

引き続き緊急事態宣言下ではありますが、感染症対策を取りまして対面で行うこととさせていただきましたので、議事の進行にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

協議会では皆様から多くのご意見をいただいております、その意見が反映されているのか、進捗状況が分からないということや以前からご意見をいただいております、ずっと宿題となっておりました。本日は、そのあたりもご報告させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に移ってまいります。

本日もまた地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保のために、運営協議会委員としての奇譚のないご意見をいただきたいと存じます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

改めまして、皆様、お疲れさまでございます。お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

本日も盛りだくさんの内容でございますので、早速内容に入っていきたいと思いますが、その前に、成立確認をさせていただきます。9 名の委員のうち 7 名がご出席いただいておりますので、本運営協議会の成立に達していることを確認いたしたいと思っております。

では、議事、次第の 2 番に移りまして、前回の運営協議会の議事録の確認でございます。

事務局からご説明はありますか。

事務局

特にありません。

会長

ありがとうございます。

事前に委員の皆さんにはご確認をいただいているかと思いますが、何か今ご指摘いただくことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本会議終了までにもしお気づきのところがあれば、ご発言をいただければと思います。本会議終了をもってこの議事録は決定ということにいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次第の3番、報告事項に移ります。

(1) 地域包括支援センター運営協議会からの意見（令和2年度）ということでございます。

事務局からご説明ありますか。

事務局

それでは、資料3をご用意ください。

令和2年度地域包括支援センター運営協議会協議内容について、新型コロナの関係で1回がお休みになりましたので5回分ですが、まとめたものになります。

まず、第2回目、7月28日では、新型コロナウイルス感染症がかなり課題に上がってきたところで、地域包括支援センター職員が家庭訪問する際に防護服を着ていくことに関して皆様からご意見をいただきました。

その後、国や東京都から介護保険課に防護服などの提供がありましたので、介護サービス事業所にも渡すことができるように仕組みをつくりまして、地域包括支援センターに分散して物品を置きました。また、主任介護支援専門員連絡会幹事会や、医師会の荘司先生のお力添えありまして、新型コロナ感染緊急ウェブ会議を、年末から月に1回、今年の7月まで続けてまいりました。

第3回、ごみ出し支援についてでございます。これに関しましては、ごみ対策課と共同で稲城市に視察に行っていました。稲城市で対応していますごみ出しシール方式というのがありまして、ごみ対策課で令和4年度からごみ出しシールに取り組むというような報告を伺っております。ごみ出しシールが貼られたごみ箱に関しては、分別することなく、燃えるごみは燃えるごみ、不燃ごみは不燃ごみに分けますが、ふたつきのポリ

バケツに入れておけば、収集員がそのごみ箱から、その日に収集するごみ袋をピックアップして捨ててくれるというような取組になっています。

稲城市では、ケアマネジャーの申請によるものという規定があるようで、立川市の取組についてはどのような形になるか、今後詰めていきたいと思っております。

また、ケアマネジャーのご協力いただくことがあるかもしれませんが、その際にはご協力お願いいたします。

第3回、高齢者への情報発信の方法や連絡を取り合う方法についてということでご協議いただきました。

令和2年度は、コロナ禍ということもありまして、いろいろな見守り訪問等が中止になりましたが、民生委員さんと地域包括支援センターが一緒になって一人暮らしの世帯にネッククーラーを配付した活動を行いました。

また、歯科医師会にご協力いただきまして、地域包括支援センターと福祉相談センターのチラシを置いていただきました。すぐにチラシを持ってセンターに相談に来たよなんていう報告もあったかと思えます。

それから、コロナワクチン接種に関するチラシを配付をしたことで、今までつながっていなかった高齢者の方とつながりを持つことができたというような民生委員からのご報告もいただいております。

裏面にいきまして、第3回、地域包括支援センターの主任介護支援専門員がどのように支援に関わっているのか、事例集を通じた学びの場が欲しいということ介護支援専門員連絡会からの要望があります。また、介護支援専門員研修の再点検ということで、研修の在り方について基幹型地域包括支援センターと再検討しているところでございます。

それから、同じく第3回、ヤングケアラーについて、何度かこちらの協議会の中でも話題に上がっているところでございます。ヤングケアラーの取組につきましては、この後重層的な支援体制整備のところでもご説明させていただきたいと思っております。

第4回のところ、窓口時間の短縮について、地域包括支援センターの窓口時間を短縮していくということについてご協議い

いただきました。この後ご報告させていただきます。

第4回、地域包括ケア推進系の業務説明ということで、令和2年度4月から新しい係が高齢福祉課にできましたので、業務説明をいたしました。来年度本格実施に向けて体制整備が進んでおりますので、この後報告いたします。

次に、第5回、見守り支え合い活動の拡充についてですが、J K K 東京都が行っている「東京みんなでサロン」の開催について説明を受けました。開催にあたり、条件がいろいろ厳しくて、東京都の予算の関係もあり、うまく対応できるかどうかというところですが、1つの方法として取り組んでいきたいと考えております。

コロナ関係、③の感染症対策の具体的施策についてですが、在宅要介護者受入体制整備事業ということで、在宅で家族の介護を受けている高齢者の家族の方がコロナ感染した場合に、高齢者をお預かりするような仕組みをつくりました。令和4年度につきましては、なかなか施設入所していただくには、施設内クラスターが発生してしまう等の関係で難しいところもありましたので、形を変えて体制整備事業できるかどうか、現在検討中でございます。

それから、第5回のところ、このあたりに入ってきますと、来年度、次年度の地域包括支援センターの振り返りについてということで、皆様にも一緒に考えていただいた時期に入りますが、振り返り方法がセンターによって異なっていて評価しづらいというのがありましたので、振り返り方法を見直していきたいと思っています。

それから、度々挙げますが、福祉相談センターの業務について、居宅介護支援事業所との違いが分からないというご意見がありました。9期の計画に向けて、福祉相談センターの在り方についても検討が必要だと認識をしております。こちらの協議会でもご協議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、国の評価でレーダーチャート評価というのがありますが、立川市の中で50%を切っているものがあるということがありましたので、来年度の地域包括支援センター実施方針に盛り込んでいきたいと思っています。

それから、第5回、職員の満足度調査を実施したらどうかというご意見がありましたので、急遽満足度調査を行いました。その中で、会議が多くて移動時間がもったいないということがありましたので、オンライン開催を順次取り入れているところでございます。

それから、センター職員の一番のストレスということで、窓口時間が長いということがありましたので、このこともあり、今回窓口時間の短縮に向けた取組を行いました。

第5回、桜栄会の長期欠員についてということで取り上げていただきまして、桜栄会の法人からも取組報告をしていただき、改善計画のご提出もお願いしたところでございます。無事に職員配置ができたという報告聞いておりますので、後ほどご報告いたします。

それから、第5回、一番最後、立ち寄れる身近な相談窓口についてということで、小学校地区19地区に1か所ずつの相談窓口を配置できないかというご提案をいただいております。これに関しましても、第9次の高齢者介護福祉計画の中で検討していきたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。

委員の皆さん、今のご説明、ご報告を受けての何かご意見ございましたらお願いいたします。

A委員、どうぞ。

A委員

今の説明で進んでいるところと、まだ改善が必要になっているところとあると思いますが、ちょっと聞きたいのは、第5回の地域包括支援センターの振り返りについての3番ですが、今の説明でレーダーチャートの評価が50%以下、っていないという認識で、来年度にそれを入れていくという。どういうことが50%以下なのか、ちょっとお聞きしてみたいんですが。

事務局

立川市の中で足りていないところは、「自立支援・重度化防止に向けた取組」でございまして、「自立支援・介護予防に向

けた取組」と、「自立支援・重度化防止に向けた取組」というのがありまして、介護予防はかなり先駆的にこの近辺の区市町村よりはずっと先を進んでおりますが、要介護になっている方の重度化防止の取組がちょっと遅れているところがありますので、そこは重点的に行っていきたいと考えております。

A委員 分かりました。うちもおばあちゃんが95歳で、今介護5で自宅にいるんです。だから、そういうこともちょっとケアをね、もう少しやってくればなんと、そういうちょっと気持ちがあります。

会長 そのほかいかがでございましょうか。
では、B委員。

B委員 ヤングケアラーのことでは、第6回ですけれども、児童が学校の先生や保健師の先生に相談してもという、なかなか途中で途切れてしまうという実態もあるということですから、学校の先生とか保健師の先生というのは、やっぱりこれだけもうヤングケアラーの問題が取り上げられていると、大分認知というか、周知はされてきているんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

事務局 ヤングケアラーの課題につきましては、ここ何回か議会のほうでもかなり取り上げられておりまして、子ども家庭支援センターをはじめ、教育の部門のほうでも、その国の実態調査の結果を含めですね、認識はかなり深まってきているところだと思います。

実際にはスクールソーシャルワーカーさんが実態を把握しているというところが大きいかと思いますので、今後ですね、来年度以降の重層的支援体制整備事業の本格実施の中では、高齢福祉課、介護保険課、いわゆるケアマネジャーさんと、それから教育の部門と、子ども家庭支援センターとが連携をしながらですね、相談に乗っていくという体制になっていくかと思います。

以上です。

会長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

こうして一覧表にしてみますとね、いろいろなことを提言、提案をしてきた。もちろんこれだけじゃなくて、もっといろいろと皆さんから感想などご意見をたくさんいただきましたが、その中で提言、提案と捉えて、そして右側の対応ということに具体的にアクションにつなげていただいているというのがよく分かりました。対応の中身もかなり具体的に、積極的に進んでもらっているのかなという認識を持ちましたが、おおむね大体皆さん、よろしゅうございますかね、これでね。

ありがとうございます。これ大変すばらしいなと思うので、今後も継続してまとめていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次に進みまして、3の(2)新たな相談支援体制についてでございます。

事務局からご説明願います。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

今回、ピンク色のチラシをご用意ください。

こちらは、来週自治会にお配りして、掲示板、回覧版、あと全戸配布していただくために作成したチラシでございます。

先ほどの地域包括支援センターの職員職務満足度調査にもありましたように、ワーク・ライフ・バランスということで、5時以降の勤務という勤務体制の中で人材確保が難しいということもあります。また、5時以降の高齢者、家族からの相談がほとんどないということがありましたので、窓口時間を変更してく取組を行ってきました。時間短縮になりますと、市民サービスの低下につながってしまいますので、その代わりに365日メール相談を始めていくということにさせていただきました。

ここにきて、厚生産業委員会等、全ての委員会の報告が終わりましたので、12月1日からスタートするという運びになりました。12月1日からスタートしてみて、試行期間を経て、本格実施は令和4年4月というふうにしておりますが、始めていきたいと考えております。

メール相談を受けるにあたりまして、地域包括支援センターがメール相談用の専用のアドレスを設置いたしましたので、今回このような形で周知していきたいと考えております。

ただ、メールの受付は365日24時間ですが、メールの返信にしましては営業時間内ということにさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

あわせて、チラシには書いておりませんが、今までは初期相談があったその後に、訪問、来所面談、電話での相談がありましたけれども、今回新たにオンライン面談を取り入れていくことにしております。これにつきましては、介護のために仕事を失わなくても済むように、ご家族様の隙間時間で気軽に地域包括支援センターに相談できる体制を整備するという意味も含めましてオンライン面談も整えております。

説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

皆さんから何かございますか、ご意見。

はい。

A委員

1つお聞きしたいんですけれども、年配ご夫婦が2人だけで生活していたと。相談したいと。ただ、たまたま夜相談したいと思ったけれども、時間かけても通じないと。メールの扱い方も分からないと。そういうときには、対応はどういう形。留守番電話で後日連絡してくださいとか、何かそういう形しないと、電話かけた方がどうしたらいいのか分からなくなってしまうので、その対応はどうしたらいいのかちょっとお聞きしたいんですが。

事務局

ありがとうございます。

現在も、時間外対応につきましては、地域包括支援センターへ電話をいただければ、転送電話対応になっていきますので、ご心配はいりません。

メール相談しかないということではなくて、メール相談も始めるという意味合いですので、今までどおりお電話とか来所の相談も受け付けますし、全く問題ないと考えております。

A委員 勘違いすることもあるからね。そこのところをまず告知して
いかないと。お願いします。

会長 ありがとうございます。
 そのほかいかがでしょう。
 このチラシでは平日 9 時から17時になっていますが、役所の
文書で平日というのは月、金だと思うんですが、いわゆる土曜
日のことはどうだったんでしたっけ。

事務局 土曜日も、土曜日は今までどおり 9 時から17時ですので、ち
よっと変更がないので載せなかったような状況でございます。

会長 なるほど。変更したところだけ載せたんですね、対象時間変
更とね。分かりました。ありがとうございます。
 そのほかございますか。
 ありがとうございます。

B委員 何かフォーマットみたいなのはあるんですか。

会長 フォーマットみたいなものはあるんですか。メールのこと
ですね。

ふじみ包括 すいません。各包括支援センターで、それぞれ今メール相談
を実際受けていた部分もありましたので、そういったところで
ですね、あまり差が出ないように現在ちょっと調整をかけてい
る最中ではございまして、どの形がいいかというところでは、ち
よっとやりながらどういったものにしていくかというところで
検討させていただければと思っております。

事務局 今、グーグルフォーム等とても便利な機能がありまして、地
域包括支援センターからも使いたいと相談がありましたが、グ
ーグルフォームを使ったメール相談をするということについて
市役所内部での調整が取れておりませんので、エクセル等で作
成した相談シートをメールに添付してもらうように考えており

ます。はっきり決まりましたら、ご報告いたしますので、お願いいたします。

会長

ありがとうございます。

一番いいのは、市役所のホームページのような、ああいうホームページ上で書き込むと自動的にメールが飛ぶような、あれだと一番安全で確実でいいんですけどもね。グーグルフォームもシステム機能的には同じですけども。

念のためにお聞きすると、メールアドレス、ドメインのところがフリーメールになっているところもありますし、法人のメールアドレスを取っているところもあって、フリーのところは365日24時間でいいと思うんですが、セキュリティーの問題とかいろいろあるかもしれないけれども、そこは一応それとして、法人のほうで、この時間帯は実はメールサーバーいつも止めているんです、バックアップ取るためにとか、そんなのあったりしますか。大丈夫ですか。ありがとうございます。念のためでした。

事務局

すいません。基本的には、法人さんのサーバー運用に関わるところになるかと思いますので、時間帯によっては作業が入ったり、更新が入ったりして一時的につながらないという時間帯はあるかもしれないんですが、夜間サーバーを落とすというのはあまり想定として考えていなかったのもので、そこはちょっと改めて確認する必要があるかなと思いますので、確認をさせていただきます。

会長

ありがとうございます。

そのほかございますか。大丈夫でしょうか。

では、次に進みたいと思います。

3の（3）地域包括支援センターの業務評価に関する取組についてでございます。

事務局からご説明をお願いします。

事務局

資料の4をご用意ください。

地域包括支援センター業務評価に関する取組、最終報告でご

ざいます。

地域包括支援センターの設置数やセンターの職員配置数が現状に合ったものなのかどうかということの検討をするために、地域包括支援センターの業務評価をどのようにしていったらよいかということで検討するために取組です。

最終的には、ご報告書のとおり、量的観点のみでは適切な評価ができないということになりました。

詳細をご報告いたします。

この取組については、市政アドバイザー事業を使いまして、介護相談コンサルタントのNPO法人となりのかいご、地域包括支援センター長と共に行いました。講師とのセッションから、地域包括支援センター職員の業務の過多と疲労の蓄積について、全国的に課題であると指摘がありました。地域包括支援センターの強みは対人援助職、人が人を支援するということがメインの仕事になっていきますので、支援する側のセンター職員に余裕がないとよい支援ができないということも確認されました。

皆様にもご心配していただいていますとおり、とにかく地域包括支援センターの業務が多過ぎることがありますので、これから2025年、2040年に向けて立川市が、どのように高齢福祉を目指していくのかということと一緒に確認をしながら、何が必要で、センター事業で必要がない事業というのはありませんけれども、優先順位をつけて取り組んでいくということを確認をいたしました。

センター職員の一人一人を組織が大事にしていくことで、職員のモチベーションの向上が図られて、よりよい仕事をしていただけるのではないかなというようなことも確認しました。

結論的としては、本来の地域包括支援センターの業務に従事をするために、センター職員が時間的・精神的余裕を持つことを重要視するということになりました。

具体的な取組としては、予防プランの作成について、かなり業務を圧迫している状況ですので、令和4年度の予算として、各センターに予防プランナーの増配置するための予算を計上していきたいと考えております。

また、センター職員の資質向上のために、専門職による研修

受けてほしいと考えまして、センター職員の研修費用、それからセンター職員を支えるセンター長のスーパーバイザー費用についても予算計上していきたいと考えております。

現在予算編成作業をしておりまして、運営協議会の皆様からご意見いただけるとありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

センター長からも取組の報告などがあればお願いしたいと思っています。

わかば包括 うまくしゃべれるか分からないんですけれども、一緒に参加させていただいて、包括が今後業務を行っていく上で大切なことというのは、やっぱり包括職員が生き生きと働ける場所でなければいけないということを各包括のセンター長さんと共に確認し合えたところはちょっと私としてはよかったなと思っていて、そうあるためにはどうしていったらいいかというのをまた、各地域性が関わってくるかとは思うんですけれども、その辺を踏まえて各包括で取り組んでいけばいいことなのかなというふうに思いました。

ふじみ包括 この業務評価に関しましては、各6つの地域包括支援センターがもし標準化していく部分と、それぞれの地域の特性を生かしてですね、やはり優先順位をつけるというところで、それぞれの地域性を持ちながらですね、各包括支援センターが取り組んでいることを大事にしながら、一方でですね、やはり市民の方たちに差があってはいけないというところで、これから実際ですね、スキルの標準化というところも目指していきたいと思っております。

はごろも包括 何か業務評価ということで、実績とかというところがまず思い浮かんだんですけれども、実際にみんなで話したりお話を伺う中で、また改めて自分たちの地域を見直して、じゃ自分たちが何を今までできて、振り返りをした上で、じゃ今後何をすべきなのか、包括としての今後自分たちが担うものとか役割とかというのを改めて考えることができましたので、とてもよかったと思っております。

たかまつ包括 たかまつ包括です。

私もこの業務評価というところで、初めにやはり数値のところがすごく気になっていたんですね。それで、そのどういうふうに評価されるのかというところで会議に臨んだところ、包括の断捨離という話が出て、どう断捨離するんだろうと初めは全然意味が不明な感じだったんですが、みんなでセッションを重ねていくうちに、それぞれの地域で地域性がかなりカラーが出ていて、取組もそれぞれ独自のものが今もう立ってきているんですね。なので、安藤さんがおっしゃったように、みんなで同じようにやらなくちゃいけない部分もあるんですが、そこ以外のところはそれぞれの地域で伸ばしていくところ、ほかの包括がやっている、ほかのエリアがやっているからといって無理してやったりしない。捨てるところは捨てるというところで、充実した支援がよりこれからできていくんじゃないかなというふうに思いました。

かみすな包括 かみすな包括です。私たちのほう、うちのほうも地域に還元できているかというのがすごく心配で、評価をしていくというところに対して今回取組をさせていただいたところです。やっぱり地域と包括の関係性というのを振り返ることができて、今できていることというのをきちんと評価、自分たちで自信を持って次のステップ2というところにつなげることができたので、とてもありがたく思っているところです。

以上です。

事務局 説明は以上であります。

C委員がそろそろお時間なので、ちょっと一言、このことに限らず。

C委員 ちょうど今このことでちょっと言おうと思ったんですけども、立川市は、今よく言う顔の見える関係はもう目指していないんですね。腹を探り合える関係はもう到達、医療に関してはやっております。

医療と介護に関しても、ケアマネジャーとかなりオープンデ

ィスカッションを含めて、120人の方とかなりお互いの実力を知る意味でそこまでの関係性を築けたと思っているんですけども、僕のほうも非常に甘かったのは、地域包括支援センターともう少し腹を探り合わなきゃいけない時期なのかなと思うんです。訪問看護師さんたちが、よくこの地域包括はということを僕のほうに言うてくるんですけども、ある程度あうんの呼吸で済むところもあれば、それが人だけであって、センターとしてはなかなか機能していないと感じるところも多々あるんですね。これは、どうしてもお互いの仕事の領域がよく分かっているのと難しいですし、もちろん例えばがん末期が得意だとか、認知症が得意である、あるいはそういう老老サポートが得意である、それぞれの分野が違うとは思いますが、先ほど言われた同じある程度のレベルのスキルを持っていないと、今後立川でこの業務を行っていくのに、市のほうも包括支援センターのほうも、あるいは医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪看ステーション、ケアマネジャーたちともうまくいかないんじゃないかなということを最近感じるようになりました。

ぜひ、よく多職種研修というのを実は医師、薬、訪看、ケアマネジャーさんとやっているんですけども、そこにもう少し包括支援センターの方が参加していただいて、顔だけじゃなくて、本当に腹も探り合えて、ああ、ここはこういうのが得意なんだ。じゃ、こういうことを相談していいんだな、気軽にということがあればいいのかなとちょっと感じております。

さらには、先ほどもこちらのほうで、営業のほうとは面談して地域包括に持って行ってというと、時間がなかなか合わないというのはどうしても出てくる中で、土曜日がやっているということも結構皆さん、僕も知らなかったんですよね。平日という感覚がちょっと。そこはもう少しアピールしても、負担になるかもしれないんですけども、会社員の息子さん、娘さんが相談しに行くときに土曜日というのは非常にありがたいそうなので、ぜひそこをアピールしてほしいなと思いました。

ちょっと退席します。すいません。申し訳ないんですけども。

会長

ありがとうございました。

また具体的なご提案をいただきましたので、ぜひ検討させていただきたいと思います。

そのほかいかがでございましょうか。

A委員、どうぞ。

A委員

今すごくいい話聞かしまして、僕も少し高齢者としてみればほっとしているところです。ただ、これから団塊の世代が増えてくるので、業務も多々なっていくと思うんですけれども、今の人材で本当にクリアしていけるのかというのがすごく心配なんですよね。

これ僕の1つの提案ですけれども、高齢者でも元気な方がいるので、ちょこっとボランティアじゃないですけれども、そういう業務の補佐みたいな形を取れば、また高齢者は高齢者のよさがあるのでね、地域の包括センターだとかケアマネジャーもそれは僕ら助かっていますけれども、やっぱり高齢者が高齢者の相談できるような、そういう人たちがちょっと来てもらえればね、逆に安心するところがあるんですよ。そういう何かシステムをつくれば、各地域センターも少しは業務が改善されるのかなと思っているので、若い人には若い人の仕事あるでしょうけれども、年配は年配のね、心の悩みなんかは打ち解けて話できたり、お茶一杯飲みながら話できたり、そういうのがすごく人生の中では病気にならない秘訣だと思うんですよ。そういう何かシステムをつくっていただければありがたいなと思っています。

会長

ありがとうございます。

これもまた1つ、具体的なご提案でありましたけれども、このことについては次の議題のときにまたお話があるかもしれませんね。次の項目でちょっと関連しそうな気がいたしますので、ご確認をいただければと思います。

そのほかございますか。

今回、資料4の3の取組についての結論のところ、下3行のところですね。令和4年度予算として、予防プランナー配置委託料を計上。それから、センター職員の資質向上のための専門職による研修費用、そして3つ目として、センター長のスー

パーバイザー費用、この3つを予算計上していきたいんだけれどもという、こんなお考えがあるようですけれども、皆さん、これについてはいかがでございましょう。うなずかれています方が多いんですが、なるほどと思われているのがよく分かるね。

一番上のね、予防プランナーについては、従来からもこの運営協議会でもいろいろと意見がありましたけれども、従来からというか、発足当初からですが、予防プランセンターじゃないんだから。今もそういうことが話題になっているということは、どうやら断捨離をやっていく中で浮かび上がってきているんですね。そういう意味では、これはぜひ実現できたらすばらしいなとは思いますがね。

2つ目には、センター職員の資質向上のための専門職研修費用、これもぜひぜひと思えますけれどもね。すばらしいですね。

3つ目、センター長のスーパーバイザー費用。これは、外部の方にスーパーバイザーをお願いして、定期的にいろいろ相談ができるというシステムですね。

事務局

センター長の役割としては、地域包括支援センターのスタッフをフォローしていくという役割があると思っています。そのセンター長をフォローアップするのは保険者である私たちの役割と思っておりますが、私たちも事務職なので、なかなか専門職のセンター長たちのフォローが足りないと感じていますので、きちんと専門的な資格を持った方、例えばこういったことを研究している大学の先生とか医師、その案件によっては法律家等、いろいろな方がいらっしゃると思うので、センター長が悩んでいる時などにきちんとした専門職からアドバイスをもらえるような機会を確保したいと考えております。

会長

A委員、どうぞ。

A委員

センター職員の資質向上のための専門職による研修費用と、費用ですから、お金かかることなんですけれども、これを資質向上した後に、その研修を受けた方たちが何かそういう得点というのかな、それでやって、何か試験みたいなのをやってポイ

ントが上がって、何かお給料だとかボーナスだとかに反映されるのか、ただそういう研修をやって終わりなのか、そのところ、モチベーション上げるためにどういう対策を打つのがすごく重要だと思うんですね。ただ研修終わりました、じゃ何のための研修だか分からないので、研修の成果をね、どのように自分のモチベーションを上げて、資格なのか何だか分かりませんけれども、1級とか2級とかつけるのか。そういうことがあれば、あ、この人は1級だからすごく自信あるんだなとかいう目に見える、みんなの目にも分かるようなことをしていかないと、ただの無駄な資料に終わっちゃうと思うんですね。そのところをもう一度考えてやっていただきたいと思います。

会長

ありがとうございます。

本当一番いいのは、この研修を受ける前と受けた後、自分が変わったなと自分が自覚できて、何かを業務で遂行する中にあって、この間の研修を受けておいたおかげで今回私困らないで済んだわというふうに思えるような研修というのが大事なのかなと思うんですね。

そのほか何か思うことあれば。

この3つともとても重要で、欠くべからざるものだなというふうに感じたんですが、皆さんいかがですかね。逆に、これ今までなかったという、随分かわいそうな待遇に置かれていたんじゃないかと思うぐらいなんですけれども、多分全くなかったわけではなくて、それらしきものは多分あったんだと思いますが、それを必要欠くべからざるものなので充実させていこうということなんだろうというふうに受け止めておりますけれども。これどれか優先度とか思ったんですけれども、どれも優先順位高いような気がしますけれどもね。

では、運営協議会としてはぜひこれ実現するようにお願いするという形の提言とさせていただきたいと思いますが、よろしくございますでしょうか。

ありがとうございます。3つともぜひということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。3の(4)重層的な支援体制整備についてであります。

事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局、高齢福祉課の地域包括ケア推進係、伊藤よりご説明をさせていただきます。

資料5をご覧くださいと思います。

重層的な支援体制整備についてということで、こちらなんですけれども、地域包括支援センターのほうで8050ですとか、高齢者のご家族の課題、相談が入って、ただそれがなかなかすぐには解決には至らず、包括支援センターのほうの業務の負担にもなっているということをきっかけとしまして、昨年度ですね、地域包括ケア推進係を新設して、こういった高齢者だけではない複雑ないろいろな相談についても対応していくような体制をつくっておりました。

こちらなんです、昨年度から検討しておりまして、国のほうの法改正などの社会福祉法の改正などもありまして、属性を超えた相談窓口の設置とそれに伴う国庫補助金の一体交付を行う重層的支援体制整備事業というものが創設されております。今年度、立川市としましては移行準備事業という形で取り組んでおりまして、来年度、4年度から本格実施に向けて準備をしております。

こういった取組が進む中で、地域包括支援センターのほうが何か変わってくるのかというところを中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

ちょっと中段上にですね、イラストが描いてあるんですけれども、制度のイメージ図という形で記させていただいております。この重層的支援体制整備事業、介護・高齢、障害、子供、生活困窮、この4つの大きな制度をつないでいく、連携していくことで、ここにうまく制度に乗らないような相談もひもときながら制度につないでいたり、サポートをしていくような事業になります。

地域包括支援センターとしましては、この介護・高齢のところになるんですけれども、基本的には変わらず高齢者のご相談を中心に受けていただくという形になりますが、例えばその中で、今までのようななかなか解決に至らない8050、ご家族、例えばもしかしたらお子さん、孫とかの相談とかも入ってくるか

もしれない。そういったときに、すぐにほかのところ、制度を担当しているところと連携するような体制を取っていくので、直接つなぎにくい場合には地域包括ケア推進係であったりとか、相談支援包括化推進員という者に繋いでもらう形で協力し、相談の停滞防止、適切な担当への役割分担、丁寧な伴走支援を行ってまいります。

文書の中にちょっと太文字の上で米印があるんですけども、既存の窓口以外にも、地域福祉アンテナショップというものを地域福祉推進計画のほうで位置づけておりますが、身近な場所で誰でもが気軽にふらっと立ち寄って、そこで地域の方と交流をしながら、その中から相談があればつないでいくというような地域の拠点も少しずつつくっておりますので、そちらのほうでも相談の窓口という形になります。場合によっては地域包括支援センターとも連携しつつ、繋いでいくという同じような機関になろうかと思います。

包括支援センターのほうにつきましては、先ほどお話ししたように、主に対象が65歳以上の方の相談は受けていただいて、あとはちょっと、真ん中下ですね。フロー図があるんですけども、明確にちょっとほかの機関につないだほうがいいだろうなと分かるものについては、今までどおりやっていたいたような形でつないでいただく。ただ、なかなかちょっとうまくつなぎにくいところや実際どういう課題なのか見えにくいというときには、一緒に動き対応させていただいたり、場合によっては引き取って対応をさせていただくような形になります。

今後につきましては、身近な相談窓口として認知されている地域包括支援センターには、高齢者以外の相談がもし入りましたら、先ほど言ったようにつないでいただくという形になります。地域の一員として生活を継続するために、地域共生社会を目指した地域づくりも協力し、一緒に地域づくりと相談の連携という形を取っていただこうように考えております。

総括してお伝えすると、包括支援センターの業務の負担は増えないようにとは思っておりますが、もしかしたら市民の相談自体が増えてくる場合もあるかと思えます。そこにつきましては、ちょっと悩ましいなというものは早めにこちらにつないでいただいて、なるべく負担がかからないようにというふうには

思っておりますので、より一層連携しながら、庁内の各部署にはこちらのほうでつないでいくという形を取っていきますので、身近な相談窓口として市民の皆さんの身近な相談相手という感じで、地域をつくることと一緒に協力していければというふうに思っております。

以上となります。

会長

ありがとうございます。

今ご説明を聞かせてもらって、皆さんどうでしょうか。何かご意見ございましたらお願いいたします。

A委員、お願いします。

A委員

今話聞いていて、この制度のイメージ図、これだと多分、聞いた、聞かない、なすり合いになったりすると思うんですけども、僕の考えだったら、これど真ん中に本部みたいな、また窓口みたいなものを一本化して、そこから流すようにしていかないと、包括支援センターのほうが多分業務増えていきます、これ多分。これ市のほうで受け持つのか、ちょっとそれは分かりませんが、社会福祉協議会のほうで持つのか分かりませんが、僕の意見としては、ここのど真ん中にそういう部署を設けて、この案件はこっちだ、この案件はここに連絡とやったほうがスムーズにいくと思うんですよね。何でも包括支援センターに相談して、これじゃもう障害だから障害のほうに回そうとかいうんじゃないかとちょっとお門違いだと思うんですよね。そこのところの制度イメージ図の中のポジション的なものもちょっと柱をしっかりとつくったほうが僕はいいと思うんですけども、皆さんの意見もちょうと聞きたいと思います。

会長

ありがとうございます。

まず、今のご意見について、ほかの委員の皆さんご意見があれば。また、行政のほうからご説明いただきましょうか。

事務局

こちらの図では、確かにA委員さんがおっしゃるように、真ん中にその何か本部みたいなものの図がないので、イメージがつくりにくいというふうなことでよく分かります。

実際にはですね、市役所の中にですね、重層的支援会議という会議を、多機関協働としての会議体を設置しまして、そこであらゆる、例えば地域包括支援センターから複雑なご相談が上がってきたときに、どういう機関と連携しながら役割分担をして支援をしていったらいいかということをですね、市役所の中で連携しながら、そういった連携する方と、会議を持って役割分担をするというような仕組みがございます。その仕組みの中で、取りこぼさずに、地域包括支援センターはご高齢の親御さんのことをサポートしてくださいね。子ども家庭支援センターではこのお子さんのこともサポートしてくださいねという、その仕事の支援の中身はこういう中身でプランを立てて支援をしていってくださいというですね、実際の支援プランを立てながら役割分担をしていくという会議がございます。その中でしっかりと皆さんにお願いしていくのと同時にですね、いろいろな機関につないだんだけれども、いつの間にかその関係が切れてしまっていて、立ち消えになってしまったというようなことが過去にいろいろやっぱりいろいろな自治体の事例でもあるんですね。なので、我々のほうの市役所のほうでしっかり進捗管理をしながら、プランを立てた後、じゃそのプランに沿って相談、支援をした結果どうなったのかということをしかりその重層的支援会議の中で精査をして、うまくいっていなければもう一回プランの練り直しをする、連携していく機関を見直す、役割分担を見直すというようなことをしながらですね、しっかり進捗管理をして、社会的な孤立に陥っていかないようにしっかり伴走支援をしながらですね、すぐに課題解決がされなくてもずっとつながり続けていくということを目的にしてこの重層的支援体制整備を構築していく予定でございますので、A委員さんのご心配しているところは、なるべくそういった市役所の多機関協働の役割の中でですね、しっかりと支援していきたいというふうに思っております。

以上です。

会長

ありがとうございます。

A委員

ちょっと皆さんにお聞きしたいんですけれども、今説明を受

けたんですけれども、今下から上に上げていくようなやり方ですよね。下の方から上に上げる、要するに皆さんから市役所のほうに連絡していくということで、それで皆さんに聞きたいのは、それで問題ないのか、あるのかというのをちょっと聞きたいんですよ。

会長 今、A委員が皆さんにとおっしゃっているのは、各センター長さんにとということだそうです。

ふじみ包括 ふじみ包括支援センターの安藤です。

包括支援センターは、主には65歳以上の高齢者の方なんです
が、世帯を見ていくとですね、ここにも書いてあるように、
8050で扉の、ふすまの向こうにですね、何か人の気配はあるけれども、顔を出してくれないような人がいたりとか、そういったケースはあります。そういった場合にですね、今小平課長が言っていたようなケースとして高齢福祉課に相談していったりとか、庁内の中で連携を取っていただいて、そのために地域包括ケア推進係と触れ合ったりとかということはあるのかなと思っています。

もう一つは、各地域包括支援センターが、ちょっと手前みそになるかもしれませんが、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが1名ずつ籍を置かせていただいておりますので、そういった地域福祉コーディネーターはある意味年齢を問わず、その地域にいらっしゃる方々の皆さん、課題というか、問題とか相談を受けているところなので、そういう点では席を隣同士にしている方たちにご相談いただいて一緒に考えていただくだく。そちらの社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターは、先ほど説明いただいた伊藤係長のいらっしゃる地域包括ケア推進係とも定期的に会議をやっておりますので、その中でも共有できるという道筋があるかなというふうに思っております。

会長 全員じゃなくてもいいですけれども、もし補足があれば。

たかまつ包括 たかまつ包括です。

窓口を一本化して、そこから下ろしていくという方法もあるかとは思いますが、その一本化した窓口を周知していくというのはなかなか至難の業だと思うんですね。それで、ご自分が置かれた場所で身近な相談窓口からまず入っていくというふうにしたほうが、多分困っている人が自分が関係しているところからいきやすいですよ。なので、そこから拾って、困っている方々のご相談をお受けして、市のほうに上げていくというやり方のほうが満遍なく行き渡るんじゃないかなと思うんです。

今回、これの制度ができて、市のほうの方がいらっしゃるのであれですけれども、重層的な支援体制整備なので、縦割りをなくして横に横断的に支援していこうというような、そういう事業だと思うんですね。なので、多分業務、どなたかもお心配されたように、ちょっと業務は増える可能性はあると思うんです。ご相談が増えたりとかいう可能性はあるんですが、でも、きちっと横断的に連携が取れば、私たちの業務は今までよりはるかに楽になるはずなので、これはこれでいいんじゃないかなというふうには私は考えています。

会長

A委員、どうぞ。

A委員

よく分かりました。

僕が心配しているのは、先ほどのね、各センターの業務を改善しようと。もう仕事が多忙できついと各委員の人たちがみんな言っているのに、結局こうやって仕事が、また業務が増えると、先ほど言ったようにもっともっと団塊の人が増えてきて業務が多大になってきたら、さっきの言っていることと反比例するようなことになると思うんですよ。そこを僕は懸念しているんです。皆さんがそれでもいいと言うんだったら僕は何も言いませんけれども、これからだんだん仕事が増えていって、それでもやるんだという熱い熱意があればね、僕はいいですけれども、それは皆さんの全員の疎通したみんなの意見だったらそれでいいですけれども、中にはこんなきついんでは、もっとこんなきつくなってくるんだったら私ついていけないわという方が、スタッフでも1人でもね、落ちこぼれていくんじゃない大変だなと思って心配しているので、僕は皆さんを少しでも楽にして

ね、少しでも改善していこうかなという例を言ったもので、皆さんが今のシステムでいいと言うんだったらそれでいいし、もっとまた先々これじゃもっと改善しなきゃ駄目なんだといえ、またそのときで意見言っていただければ改善の余地あるのかなと思っています。現状では今の状態でいいということだと思いますから、納得しました。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。

ご納得いただいたということでございますので、まさにA委員の熱い思いをね、皆さん同じで、これ以上業務が増えるという話だとしたら、これはよろしくないですけれども、どうやらこの話は今の業務を改善して効率化して、本来の業務が機能しやすいための助けになるんだというシステムなので、皆さん納得という形でよろしゅうございますかね。ありがとうございます。

では、D委員、お願いします。

D委員

私は、民生委員として相談を受けるほうの仕事をしていますが、相談された内容がこれは障害者の問題だなと思ったときは障害者のほうのところに連絡しますし、介護とかそういう問題だなというときは包括にお願いしたりとか、その自分の中で振り分けをして依頼をしています。

それでも、やっぱりですね、この今後について、重層的な支援体制の整備の今後についてのところにも書いてありますけれども、やっぱり包括や市役所やそういうところだけでは、これからはいろいろな問題がさばき切れないと思うんですよね。ですので、やっぱり市民の本当に住民が地域の一員として生活を継続するために、地域共生社会ですか、それを目指した地域づくりも本当に必要だということは、本当にこれからはそうしていかないと、自分たちで自分たちの地域を守っていくんだという意識がないと、とてもやり切れないと思います。

今年の65歳以上が3,640万人とか何かで、もうその数字でいうと、高齢化率が29.7%と書いてありますので、とても行政とかそういうことでやり切れる問題ではないので、みんなが地域を守っていくんだという意識を、これからはそういうことをアピ

ールしていかないと無理だなというふうに感じます。

会長

ありがとうございます。

今、D委員からご指摘いただいたところ、先ほどA委員からもご指摘いただいた元気な高齢者、アクティブシニアの皆さんと、その力を生かす、協働して頼る、こういうようなことが必要ではないかというところに通ずると思います。

ご説明の中で、地域福祉アンテナショップというご説明がございました。そういうところが1つのそういう活躍の場として機能し始めると、地域包括ケアがかなりいい流れになっていくのではないかなと思ったりもいたしております。大変これは期待したい。いろいろなものがつながってきているような感じがいたしますので、期待したいと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

B委員。

B委員

自分も、自分は歯医者なんですけれども、訪問歯科とかちょっと行ったときにですね、やっぱり患者さん本人以外、今にして思うと、本人以外で、多分息子さんだとは思うんですけれども、平日のお昼間にいたりしてですね、そういうのが今にして思うとこういう8050問題の1つなのかなと思ったりするんですけれども、じゃ今そういうその息子さん今思い浮かべてみても、その人、この問題を解決するという何か具体的なある程度プランというのは実際にあるんですかということになった。あの現場を見たときに非常に、やっぱりいい大人を説得してというか、解決するのはすごく難しい問題だなとは思うんですけれども、その辺の何かエビデンスとか何かあるものなんですか。

会長

事務局、お願いします。

事務局

エビデンスまではまだまだというところかと思います。

ただ、実際に相談を受けている中でのお話をちょっとさせていただきますと、今B委員おっしゃった日中家にいるいい年した大人の男性という感じがあたりするかどうかと思うんですけれど

も、例えばそういう方がいたとして、今だとリモートワークで家にいるだけかもしれないし、数年前に例えば鬱を発症して就労できなくなって療養中という場合もあるでしょうし、ちょっと困難なケースだったりすると、実はそのまた中学不登校、高校行ったけれども中退して、そこからずっとこもっているという場合もあるので、まずその方がどういう状況かって置かれている状況を判断するのがまず最初に必要なことかなというので、本当にいろいろなパターンがあるかと思います。

その中で、その方がそれまでどういう生活をされてきたのか、親御さんがどういった関わりをしてきたのかという家庭内のことを少しずつ聞き取り、聞き取りというのも雑談を踏まえながら、心を許してもらいながら少しずつ関係性をつくっていく形になるんですけれども、そこで例えばその仮にいい年した男性の家にいる方がかなり個人的に人間関係をつくれなとか、長くひきこもっていらっしゃる方だったりすれば、その方にどういう生き方をしていきたいのかとか、少しずつその方の意思を聞き取りをできるような段階まで持って行って、何か生きがいというんですかね、地域の中で何かできることかもしれないし、もしかしたらその人に合った就労に就いていくことかもしれないし、8050という問題でいえば、親御さんがもし先に亡くなったときにその方が孤立しないように、例えば生活ができない、本当に就労できない状態であれば、変な話、生活保護を受けるという方法があるんですけれども、生活保護を受ければその人が生きていけるのかというところではなくて、誰かとやっぱりつながっていかないと、孤立してしまうと、もしかしたらご飯を作ることもできないかもしれない。ごみ出しの方法も知らないかもしれない。そういったこともあるので、8050問題から入ってはいるんですけれども、いろいろその個人の方、家庭の方の状況に応じて対応をしているという状況があります。

会長 いかがでしょう、皆さん。
E 委員、お願いします。

E 委員 すいません。私も実はちょっと担当のご利用者さんがお亡く

なりになって離れてしまったんですが、まさに娘さんがお仕事を
をしていなくてというお家があったんですね。包括の方も多分
知ってはいたと思うんですが、どこに結びつけていいのか正直
分からなくてそのまま終わってしまったんですが、今も恐らく
お仕事をせず、ひきこもっているってご本人はおっしゃってい
たんですが。

私たち本当にお家の中に入り込んでいろいろな家庭の状況を
確認はするんですが、先ほどB委員が言ったとおり、どこに結
びつけてどうしたらいいのかなというのが正直分からないところ
です。そこはいかなもののでしょうか。

事務局

ぜひ、今でいえば地域包括ケア推進系のほうにご相談をいた
だく。あとは、直接こちらでなくても相談支援包括化推進員と
いうことでご相談を入れていただいても大丈夫です。

最初のきっかけづくりとしては、ケアマネジャーさんつない
でいただいた場合には、同行していただくとか、顔つなぎと
か、例えばご高齢の方の支援とそのお子さんの支援という形で
役割分担とか、いろいろとちょっとご協力をいただいたりとい
うことになると思うんですけれども、まずはあれというお家の
状況がありましたらご相談をしていただくと、情報を入れてい
ただくというふうにぜひお願いをしたいと思います。

会長

ありがとうございます。

とても大事なところですよ。我々高齢者の方の支援に入っ
ていて、なかなか問題が解決しない。どうもその根本原因がい
ろいろご家族全体の問題だということが見えていて、でも手を
こまねいているうちに、高齢者の方が施設に入ったりお亡くな
りになったとって、そこで支援打ち切りという、何かちょっと
やり残し感がある終了というのもあってですね、そういう終了
の仕方ではなくて、あとは高齢者の方が、ご家族の方がいなく
なっても、その後を引き継いで支援をしていただけるようなシ
ステムになりつつあるのかなという、そういうふうに思いまし
た。ありがとうございます。

どうぞ。

ふじみ包括

すいません。今、地域包括ケア推進係の係長がおっしゃっていただいたんですけれども、私ちょっと昨年まで相談支援包括化推進員をやっていたこともあってですね、E委員はこれから介護支援専門員の連絡会とか主任介護専門員の連絡会とか、中村先生でいえば歯科医師会であったりとか、そういったことに影響が出ているので、現時点でそういったケースというのは本当にたくさん多分あって、今、昨年から今年にかけてもですね、多分氷山の一角なんじゃないかなというふうな感じにいるところです。

なので、そういうケースを全て地域包括ケア推進係、相談支援包括化推進員となるよりは、私は包括支援センターの今立場でおりますので、まずはケアマネジメントも、ケアマネジャーの支援であったりとか、介護と医療との連携というところから、包括支援センターでも一旦はやっぱ相談を受けられるんじゃないかなと。その中では、やはりスタイルの中で複雑化、複合化しているケースは間違いなくありますので、我々の部分でもですね、まだまだ経験だったりとか、その達していない部分はですね、相談支援包括化推進員であったりとか地域包括ケア推進係と連携を取っていけるということなので、多分全てが行ってしまうと大変なことになってしまうかなというのもありましたので、ちょっと発言をさせていただきました。

会長

E委員、お願いします。

E委員

多分、そういうケースたくさん持っているケアマネ、私も含めてあって、本当にどれぐらい私たち現場の人たちが拾い上げているのかなって、ちょっとそこを調べてもいいのかなというふうにも思います。

私はまだこうやって包括の方とお話をたくさんする機会があるんですが、実際現場の人たちは、どうしようというところできっと悩み続けている方がたくさんいらっしゃると思います。なので、いい機会なので、今のケアマネ、立川市たくさんいらっしゃると思うんですが、1回アンケートを取ったりとかして拾い上げて、そこから進めてもいいのかなというふうに現場サイドからは思います。

以上です。

会長

A委員。

A委員

今言ったことすごく大事だと思うので、ケアマネジャーは高齢者と接触が一番多いわけですね。だから、ケアマネジャーのアンケートみたいなのを1回取ったほうが、どういう気持ちで仕事をしているかというのをアンケートを取って、またこういうところで議題上げて、じゃこういう問題があるからこれを解決していこうというのをしたほうがいいと思うんですよね。前は、包括センターの職員の人にアンケートを取ってもらって問題をある程度解決できたと思いますが、ケアマネジャーは我々高齢者に一番接触する機会が多いものですから、そういう人たちの本当のじかの声をね、何を悩んで、何を訴えたいのかというのをね、ちょっとアンケートでもいいですから、無記名でもいいですから、そういう形で本音を引き出してこういうところで議題に上げたほうが、これはすごく有意義であると思うので、ぜひそのことをお願いしたいなと思っています。

会長

ありがとうございます。

では、また具体的な提案をいただきましたけれども、それも1つのアイデアとして何か膨らませたい気がして、何かの取組につなげていただければと思います。

今いろいろ皆さんからご意見いただいた中で、やはり一番市民に身近な存在って誰だろう。地域包括支援センターがその身近な存在になろうという志はとても必要だと思っているんですが、皆さん、ケアマネジャー、居宅介護支援事業所とかね、そっちのほうがより身近ですね。そこと地域包括支援センターが戦って、それよりも身近になろうなんていうふうには考えるのちょっと違うのかななんて思いました。

いかに居宅介護支援事業所が身近な相談窓口になって、そういう機能の中に取り込めるかというところはあるかだと思いますよね。もう既にそうだということもあろうかと思いますよ。居宅介護支援事業所と各地域包括支援センターは、非常に良好な

連携関係ができていると信じているんですが、もしちょっと懸念材料があるならば、それは改善していただきたいと思いますし、居宅介護支援事業所の皆さん、ケアマネジャーの皆さんがそういう意識で動いてくれているか。身近な1次窓口を我々は機能として果たすんだという意識を持っていただきたいなと思うし、その1次窓口につなぐ役は地域包括支援センターであってもいいと思いますし、地域包括ケア推進係長であってもいいと思いますし、相談支援包括化推進員でもいいと思うんですけども、だからまずは1次窓口をぜひお願いしたいと。これは、長年にわたって地域包括支援センターはそうあろうよと言ってきたことをさらにもう少しブレークダウンして、より市民に身近な立場の方も地域を助け合う、推進していく上では参画をしてもらいたいなというようなことをちょっと皆さんのご意見の中から感じたんですけれどもね。

どうですかね、E委員。そんな意識でケアマネをやるのは。

E委員

すいません。生意気な言い方して申し訳ないんですけども、私はこの仕事をやりたくてずっと20年ぐらいこの介護の業界にいるんですが、本当に好きでやらせてもらっているんで、そうじゃない人ももしかしたらいるかもしれません。ただやっぱり、現場がもうちょっといろいろな悩み抱えながら包括支援センターに相談をしっかりとできていれば、包括の業務もよりやりやすくなるんじゃないのかな。まだまだ本当に現場は大変です、正直。なので、相談しやすい居宅支援センターであつたらいいなというふうに思います。すいません。

会長

ありがとうございます。お互いの努力が必要になるんですね。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。大いに期待したいところでございます。よろしく願いをいたします。

それでは、次はですね、3の(5)ですね。介護予防支援業務についてでございます。

ご説明お願いいたします。

前回委員からご質問のございましたサービス担当者会議につきましてご回答になります。

まず、サービス担当者会議ですが、前提として居宅サービスの計画の更新、変更があった場合には開催することとなっております。まして、認定更新ですとか利用者様の状態変化の場合はもちろんですが、短期目標の変更の場合にも該当するため、マネジメント業務の負担になっているとのご意見をいただいております。

こちら、予防推進係のほうでも過去の資料等を確認して検討させていただきましたが、その運用につきましては、大分古いんですが、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準で、直近では令和3年3月31日付で、「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」というのが通達が厚生労働省から出されております。こちらの中でケアプラン変更時の軽微な修正ということで示されておまして、これに該当する場合は必ずしも一連の手続を必要としないということで事例が示されております。

ただ、その中で、プランに変更のない単純な期間の延長のみの場合は軽微な修正に該当する場合も考えられるという規定になっておまして、目標の変更は軽微な修正に当たらないということから、サービス担当者会議を含む一連の手続は必要となっており、中には、これ立川市の総合事業とかではないんですが、介護給付などでは軽微な修正も誤った解釈によって運営基準減算に該当するなどの事例も確認されたこともあり、そういったリスクを排除するためにも総合事業独自の基準を定めるということは現状では避けたいと考えております。

短期目標については、法令上厳格に3か月といった期間を規定したものではありませんが、総合事業のガイドラインの中ではおおむね3か月から6か月とされておまして、適切なケアマネジメントという観点からは一律に期間を定めることは制度上なかなか難しいといったところになっております。

前回協議会でいただきました内容については、今後制度改正ですとか省令、通達等があった際には、その都度ですね、改めて検討させていただければと考えております。

先ほど来、包括支援センターの業務負担というお話が出てお

り、なかなか心苦しいところではあるんですが、地域包括支援センターの職員の方並びに居宅介護支援事業所のケアマネジャーの皆様にはご負担は重々承知はしておるところでございますが、引き続きご理解、ご協力をいただきたいと思います。

個別のケースにつきましては、その都度高齢福祉課の介護予防推進係のほうへ問合せいただければと思います。

私のほうからのご報告は以上になります。

会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。今のご説明を聞いて何かご意見がありましたら。

E 委員

でも、決まったことですものね。

会長

こういう見解で進めていますということですね。実は、今の運用をやるにはこういうちゃんと理屈があって、こういう判断でやっておりますという説明でしたから、すぐには変わらないのかもしれませんが、いやいや、実はこういう観点もありますよというようなもしお話があるのであれば、それもまた聞いてもらえるかと思います。

E 委員、何かありますか。

E 委員

すいません。すごく残念なことだなというふうには思います。包括の人も、プラン立てている人多分聞いたらびっくりしてショックだったと思うんですが、でもこれは決まりということなので、私たちがどうこう言っても変わるものではないのかなとは思います。

介護でも今3年とか4年とか認定期間が出ていまして、その人の状態、環境、そこを含めて、短期が1年だったり半年だったり人それぞれなんですけど、せめてね、正直なところ、お金のことだけではなくて、負担のことも含めて、あとこれから要支援の方がとても増える。プランナーだけでは多分費用足りなくなるんじゃないのかなということを踏まえたら、ちょっと今回の回答はやはりとても残念なことだなというふうに思います。これで受けてくれるところが正直あるのかなという心配はして

います。

事務局

委員のご指摘の内容は全くおっしゃるとおりで、かなり負担というところにおいては大分包括支援センターの、それからあと担当のケアマネジャーさんの負担というところがかなりの負担になっているかということは把握してはいるんですが、ただかなり調べれば調べるほどですね、なかなか解釈によって、違反というか、運営基準減算とか、そういったものに該当するようなパターンが中には出てきてしまうというのがありまして、基本的には短期目標というところで、半年ですとか1年ですとかいったパターンというところまでは見つかってはいるんですが、それ以上、例えば2年とか、そういったスパンでの情報というのがちょっとこちらのほうでもつかめなかったというところがありまして、もともとのガイドライン上でいくと、2年という短期目標がかなりレアなケースとして存在するのかどうかというところも含めて確認はしたんですが、すいません。ちょっと私のほうではそういった事例が見つからなかったということもありまして、現行の運用で、特例として認められる部分があるのかどうかというところでなかなか難しいという判断で、大変本当に心苦しいことではあるんですが、今回の報告とさせていただきます。

E委員

先月そのお話があったときに、ちょっとね、包括のセンター長ともそうなるといいねというお話をした包括の方、何かご意見ありますか。

わかば包括

直接の意見ではないんですけども、近隣の八王子市なんかでいうと、立川とは比べものにならないぐらい居宅の数があるところですけども、そこは認定期間に合わせて目標の期間を設定してやるというのを市役所が事例集みたいなので、やっぱりその周知については係長がおっしゃったとおり、減算になってしまうと居宅支援事業者が潰れちゃったりする可能性もあるので、そこはかなりその周知に手間をかけて、恐らく居宅の人たちもどういうようにやるのかということに関しては、え、そんなに面倒くさいんだったら今までどおり1年でいいよとい

う意見もあったかもしれないですけども、結局は何か認定期間に合わせて延ばして、担当者会議の回数を減らしてという運用を何かしているというのを聞いたことがありまして、周辺はどうかというところはいかがでしょうか。

事務局

すいません。ありがとうございます。

ちょっと私のほうも全ての事例を調べ切れないというところもありまして、ご意見としてありがとうございます。

一応、確認する……すいません。ちょっと言葉が足らなかったんですが、必ずしも全員集まる必要はない。ケアマネジャーさんの判断で照会ですとかそういった形で開催するのは特段問題ないというところなので、その判断というのは個別の判断になってしまうとは思いますが、招集せず照会でも大丈夫というところの規定はありますので、そこをうまく言ったらおかしいんですが、運用していただくので多少の軽減は図れるのかなというところはあるんですが、ただ今ご意見いただきましたので、ちょっとそういう事例がどういった運用でやっているのか、短期目標をどういうふうに捉えて運用しているのかというところはちょっと確認させていただきたいと思います。

E 委員

すいません。さいわいの包括の方、何かコメントをお願いします。

さいわい包括

さいわい包括です。

介護保険の認定期間も介護保険開始当初は認定期間が半年からという時もありましたが、今は1年から長ければ4年と認定期間が延長されてきたところもありますので、八王子の事例にもあるように、ケアプランの期間延長も含めて、今後高齢者の増加に伴うケアプラン件数の増加する可能性も迫ってきておりますので、委託しやすい方向に向かうよう、ぜひ前向きにご検討いただけたら我々現場も助かるというのが正直なところです。

以上です。

たかまつ包括

すいません。ちょっと、たかまつです。

ここで話を出してもいいのかどうかというところなんですけれども、委託する際に包括支援センターで契約をした後に、委託先のケアマネジャーにプランを立ててもらってということで、更新のたびに包括はそのプランの予防のプランでしたら評価だったりとか、ケアプランのほうにコメントをつけたりとか参加をしたりとかいう形で、毎回包括も呼ばれたり、そういった手続が常についてくるんですね。そこのところをそもそものところをもう少し簡略化するということは可能なんでしょうか。

もう委託をしているので、例えばもう委託先に完全に任せてしまうというような形。委託をしているので、包括は、1年に1回ぐらいしか、その方に会いません。毎月報告書が送られてくるので包括は確認していると思うんですけども、実際にその方に会うのはそのカンファレンスに呼ばれたときのみみたいな形になっていて、現状のその方の生活状況がどうなのかとかいったことも分からないような状態でコメントをつけてお返ししたりしているわけです。何か非常にコメントがつけにくいケースもあったりして、何か、ちょっと言いにくいんですが、当たり障りなく書いているわけです。一連のそういったものを直すというか、変えていくということは可能でしょうか。

事務局

すいません。今回は、サービス担当者会議ですとかそういったところが省略可能かとか、そういった観点で確認をしているんですが、すいません。委託の場合の包括支援センターの職員の方の関わりというところは、ちょっと確認は把握していませんので、もし省略が可能、委託したらもう委託で管理でお任せしますということであれば、必要に応じてということ。最終的には、例えば東京都とかに紹介をかけた場合でも、恐らくですが、市町村判断でやってくださいという回答になるかと思うので、ちょっと自力じゃなくて申し訳ないんですが、一番そういう事例があれば、そこにどういった考え、参考にさせていただけるようなものがあるのかどうかというのは確認できると一番早いのかなと思いますので、すいません。ちょっとご意見貴重なご意見として、そういった観点ですいません、ちょっと省略するという考えがなかったなので、改めてそこはちょっと検討さ

せていただければと思います。

会長 では、E 委員。

E 委員 すいません。ありがとうございます、たかまつ包括のセンター長さん。

本当に非効率なやり方なのかなというふうに正直思っています、まさに先ほど説明していただいたとおり、包括の人が契約に行く。その後、私たちが面談してアセスメントしてプランを立てる。その後、また日付を担当者会議をして、その担当者会議録とプラン立てたものと利用票、それをまた今度包括に持っていかなければいけません。もしくは郵送ですね。居宅も手間もかかるし、お金のことだけじゃなくて、この手間をかけるところをこれから予防の人たちがたくさん増える。これで本当にやっていけるんだらうか。私もほかの市で働いていましたので、そこの市でも大きな問題になっていまして、受けてくれるところがどこにもない。それって本当にご利用者さんにとってメリットなのか、デメリットなのかと考えると、やっぱり予防とか総合事業については市町村で考えてくださいというところの中にあるんだと思うんですね。なので、先ほど説明したとおり、無理でしたと。そうすると、やっぱり受けてくれないところもたくさん、もっともっと増えてくると思いますし、うちも本当に50件以上持っていますが、さあこれからどうしようかなと正直なところ考えてしまうところであります。なので、無理でしただけでは、そこだけで終わらせないで、再度皆さんの意見を聞いて、やっぱりこれから増える高齢者さん、本当に不利益にならないように、立川市は立川市のやり方でやっていてもいいのかなというふうに思いますが、いかがなものでしょう。

事務局 すいません。ご意見ありがとうございます。

先ほどの説明で、申し訳ないです。マネジメントの部分でどうしても避けて通れないところというのは制度上存在するので、場合によってそこを、先ほど例として出していますけれども、そこを省略したことによって運営基準減算になるとかとい

ったパターンもありますので、そこを最悪避けたいといったところで、いろいろなご意見伺って、単純に担当者会議をなくすという方法以外に、包括支援センターの負担を減らすとか、書類のやり取りで減らすとか、そういったところの検討の余地がどれくらいあるのか。また、そこで検討した結果、それを省略することによってケアプランの問題ありますよというようなところはやはりちょっと省略は難しいかとは思いますが、極力省略できるところは省略するというところで、どのくらい検討ができるか分かりませんが、ちょっと改めて検討をさせていただければと思います。

会長

ありがとうございます。

皆さんの意見交換でかなりの的が絞れてきたような気がいたします。認定期間、そうした担当者会議みたいなこともですね、開催頻度だけの問題ではなくて、どうやらメンバー、どれだけのメンバーを募らなきゃいけないだとか、それから参集しなきゃいけないのかとか、それから書式のことなんかも、書類を何回行ってこういうのをやるのかとか、なるべく具体的に現場は悲鳴を上げているだけではなくて、具体的な改善、こうすれば改善できるのにとという具体的な提案を引き出すことができそうであります。ぜひ現場からそうした声を吸い上げていただいて、今係長からも大変強い決意表明をいただいたと思って、ぜひとも、ありがとうございます。改善に向けて取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

はい。

A委員

今利用しているほうの立場から言いますと、ケアマネジャーが来てもらっていますけれども、確かに書類が多いです。もう高齢者だとね、分からなくなっちゃうんじゃないかなと思って。もっとシンプルなやり方がね、これはもう市も協議会も全部そうですけれども、もうちょっと考えてもらえれば、高齢者は、分かる人はいいです。家族と一緒に住んでいる方はいいでしょうけれども、1人で住んでいる人がいろいろなこういう書類書いてください、はいサインしてくださいと言われてもね、何が何だか分からないときがあるんですよね。そういうところ

から改善していかないと、先ほど言ったような書類のやり取りだとか、行った、行かないとか、そういう問題が起きてくるので、もうちょっとシンプルな形で、要するに利用者側のほうの立場を考えてもうちょっとシンプルにできるところはしていただいてほしいというのが僕の考えで、自分もそれをやっていますから、確かに書類は多いです。それを書いたからといってね、いろいろ説明を受けるんですけれども、耳に入っていない。ただサインしているだけです。

E 委員 そうなんだ。

A 委員 そうなんですよ。みんなそうです、正直言って。ただ、そういうプランは一応書いてくれるんですけれども、それを本当に実行しているかという、僕も通所通っていますけれども、皆さんね、そんなのあったっけというような意識ですよ。だから、そののところをもう一度ね、抜本的によく考えたほうがいいと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。どうも市民の側に同じような思いがあるようなので。昔と比べると大分よくなったんですけれどもね。もう最近は、どうでしょうかね。前はこれまた住所から書くのみたいのがですね、名前と押印だけで済むようになったり、本当に全部書かなきゃいけないの。契約書だったりするので、何枚もまた契約書、また契約書、これがつらいんですけれどもね。これはもうどうしようもないのかもしれませんが。

A 委員 やっぱ自筆じゃなきゃ駄目だとかね。判こだけじゃ駄目なのかと言うんですけれどもね、いや、書いてください。じゃ書けない人はどうするんだと、そういう問題が出てくるのでね、やっぱり高齢者の立場で考えてね、やっていただきたい。

会長 ありがとうございます。改善はされているとは思いますが、その点……。

じゃ、E委員。

E委員 すいません。この話はここで終わらせたくないんです。1年後、またどんなふう改善ができるのか、私たちは本当に懲りずにしっかりと要望、支援取っていきますので、また1年後同じ話がどう動いているのか見ていきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 逐次、分かり次第ご報告はさせていただこうと思いますので、先ほど会長からも決意表明というお話がありましたが、ちょっとそこまで、まだですね、調べがついていない状況ですので、確実にこれができますとか、そういった話はちょっとこの公式の場ではまだできないんですが、おっしゃっている意見、ちょっと私もそういう視点も、そういうところの改善の視点もあるというのも委員の皆様からご意見いただきましたので、ちょっと視点を変えて違うところの負担軽減というところはちょっと探してみたいと思っていますので、また、すいません。包括支援センターの皆様にはどういったところで、細かいところですか、そういったところでご意見を伺うことがあると思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

 やりますという決意表明じゃなくて、頑張りますという決意表明をいただいた。ぜひ1年ごとにですね、本当に進捗があったらまたお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

 この件は、あとよろしゅうございますか。

 では、次に進んでまいりたいと思います。3の（6）ですね。上砂地域福祉センターの指定管理についてです。

 ご担当からご説明お願いいたします。

介護保険課長 介護保険課長の高木です。

 資料6をご覧ください。

 上砂地域福祉サービスセンターは、上砂町一丁目にあります都営上砂町一丁目アパート16号棟の1階にあります。平成12

年４月に開設をしまして、平成18年度から指定管理者制度を導入をして、社会福祉法人桜栄会が施設の維持管理と介護保険の通所介護を行って現在までできているというふうな状況になっております。

現在の指定管理期間が来年の３月末で満了するんですけれども、同法人から次の５年間の指定管理については更新をしないという申出がございました。理由として、長期間安定的な管理運営を行っていくための人的基盤や財政基盤等の確保が行えなかったことというような説明を受けております。そのため、現在、来年４月以降の指定管理者について募集をして選定作業を行っているところになります。

桜栄会が来年３月で撤退ということにつきまして、地元の大山自治会の方に説明をしてご理解をいただきましたけれども、かなり厳しい意見をいただいております。施設が開設された当初は、センターの管理者の方と意思疎通とか連携が取れていて、様々な活動を行ってきたんですけれども、管理者が替わるたびに連携とか関わりがだんだん少なくなってきたと。また、同団地の中ではほかの介護事業所の通所介護の送迎車両を見かけることが多くなったので、自治会の方が大丈夫なのかなと一部心配をしていたというようなお声もいただきました。それに対して、法人の方からですね、ちょっと本部のほうで配慮が足りなかったということで反省の弁を述べられておられました。残された期間までしっかり施設を運営をしていくというようなことで、団地の役員の方からは納得していただいたような状況です。

ただですね、新しい事業者が決まり次第、また顔合わせをして、以前のように連携した取組を行っていきたいというような話がありましたので、その際は市のほうもその場に同席をさせていただいて、おつなぎをしていくというようなことを説明しております。

議会に対しては、６月15日の厚生産業委員会において説明をして、公募によって次期の管理者を選定をするというような報告をしております。

裏面ですけれども、次期指定管理者の公募に関するスケジュールになっております。８月23日に現地説明会を行いまして、

市内の社会福祉法人の方が参加をされております。今月の16と17日で公募をしまして、やはり市内の社会福祉法人の方から応募がございました。10月以降は具体的な選定作業になります。選定が、公の施設指定管理者選定審査会という組織がありますので、その組織で指定管理者の選定をするということになります。1次審査は書類審査、2次審査はプロポーザル審査ということで、2段階で指定管理者を選定をしていきます。11月中旬に選定結果を通知をして、12月の市議会の定例会で指定管理者候補者の選定についての議案を提出をして、市議会に同意を得るというようなことになります。年が明けて1月から新しい事業者と現在の事業者との業務引継ぎを開始をして、4月から新しい指定管理者による運営を行っていくということになります。

上砂地域福祉サービスセンターについては、指定管理業務のほかに、福祉相談センターの業務についても委託契約を結んでおります。福祉相談センターについても現行の指定管理者と同じように委託契約をして、福祉相談センターとして地域の方々の相談に対応していただきたいというふうに考えています。

私からの説明は以上となります。

会長 委員の皆さんから何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

A委員、どうぞ。

A委員 せっかくこういう施設があるのに撤退するということなんですけれども、これ年間でどのくらい利用者がいたんでしょうか。

介護保険課長 年間でですね、多いときで9,000人ぐらいになります。今は半分ぐらいの現状ですね。

A委員 やっぱり運営が難しくなってきたということですね、要は。

介護保険課長 そうですね。利用者が減ってきているので、事業者の収入で施設を管理運営していますので、毎年度赤字が続いているよ

うな状況になっています。

A委員

せっかくこういう施設がね、公共の施設があるので、何とか維持して行って、地域のね、軽度の人たちが過ごせるような場所、奥多摩街道のほうには立川市の支援センターがありますけれども、上砂にはここの地域だと思いうんですけれども、年寄りがね、頻繁に行けるようになってくれればいいなと思って、もうちょっと告知をいろいろして行って、包括支援センターのほうも各地域の人たち、上砂だとかこっちのほうの人たちがもうちょっと利用してもらえるようなシステムを考えてバックアップしないと、またこの運営する業者さんが手上げちゃうと困るのでね、もうちょっとそこ行ってもらえるような、年間9,000人が5,000人という半分ですから、そうやると運営がやっぱり厳しくなってくるので、何とか行けるような、バックアップできるようなそういうシステムというかな、皆さんの知恵をあって、こういうところがありますよということを告知したりしたほうがいいんじゃないかなと思っています。

以上です。

介護保険課長

地元の自治会の役員さんから、ほかの事業所の送迎車両をよく見かけるようになったということで、需要はあるんですね。需要はあるのに何で上砂に行かないんだということで、やはり上砂の営業努力が足りないというかなり厳しい指摘もありましたので、かといって、もっと営業が地域で浸透していれば利用者はもっと獲得できたはずだと私は思っておりますので、やっぱりなかなか職員が集まらなくて、なかなかその辺の人材確保も苦労したということがあるようですので、それがやっぱり利用者増に結びつかなかったというようなことが原因かなというふうには思っております。

会長

確認ですが、今の利用者の減というのはデイサービスの話ですよ。地域福祉サービスセンターの中でデイサービスと、それから我々が直接的に関与している相談センターと、もう一つ何でしたっけ。その2つでしたっけ。

介護保険課長 その2つ。

会長 その2つがあるんでしたっけね。基本的に、指定管理者なので、指定管理者の努力に期待するということなんですよ。何かそのデイサービス事業に対して、市として特別なえこひいきをした支援をするというわけにもいけないので、そこは指定管理者にお願いしたいところなんですけれども、その他何かご意見ございますか。

今、言えることなのかどうか分からないんですけれども、応募は何法人ありました。

介護保険課長 それはですね、ほかの組織で検討しますので、応募があったということだけでご容赦ください。

会長 今の時点では言えないということでございますので、応募があつてよかったと思いますけれども。今やっている法人が大赤字を出して撤退する。地域から苦情が出ている。こういう中にあつてですね、それを引き継ぎますというような正直勇気がある法人さんがいてくださってよかったとちょっと思っているんですけれども、ぜひ期待したいと思います。

この件よろしいでしょうか。

では、次に進みたいと思います。4番の協議事項に入ります。（1）地域包括支援センター職員配置について、事務局からご説明お願いいたします。

事務局 本日は、皆さんに大変貴重な議論をしていただきまして、あと会議の開催時間が残り10分となりましたので、大変申し訳ないのですが、資料の7、8、参考資料と一括で説明させていただきます。

まず、資料の7、地域包括支援センター職員配置一覧です。表面、令和3年9月にたかまつ包括支援センターに主任介護支援専門員、それから皆様にご心配していただきましたかみすな地域包括支援センターの主任介護支援専門員も配属になりましたので、ご報告させていただきます。

なお、桜栄会の施設長が本日こちらに参りまして自らご説明

するというお話もありましたが、きちんと配属されたことと、コロナ禍ということもありましたので、ご遠慮していただきましたので、代わりに報告させていただきます。

それから、資料8で。センター業務報告書になっております。令和3年6月、7月分ということになってございます。

冒頭ありましたように、今後地域包括支援センターの相談体制が変わっていきますので、こちらの業務報告の内容も項目立てを少し変更する必要があると考えております。この地域包括支援センターの運営協議会に何を報告をすれば、委員の皆様がセンター業務について評価していただけるかというところで項目を選定していきたいと考えておりますので、変更が令和4年4月以降ということで考えておりますので、次回以降の運営協議会でこちらの項目についてもご相談させていただきたいと考えております。

それから、資料としてつけております参考資料です。先ほど予防プランの話もありましたが、予防プラン委託事業所一覧（令和3年9月）を用意しました。

前回の運営協議会の中で、整理が必要であるのご指摘がありましたので、現在、プラン作成委託を行っている事業所に限定した形になっております。

最後に、本日、机上配付しました「立川市の地域包括ケアシステム住まい」というパンフレットをご用意させていただいております。地域包括支援センターの個別課題で、高齢者の方で身元保証に関する課題がいつも上がっておるところでしたので、令和2年9月より、「身元保証を考える勉強会」を立ち上げました。居住支援法人、立川葬祭協会、法律家、行政書士、社会福祉協議会、福祉総務課などと一緒に1年かけていろいろなことを協議しました。

本来であれば、福岡市でやっているように、社会福祉協議会が身元保証の保証人になるような取組、仕組みができればよかったのですが、まだ立川はそこまで醸成していないということになりまして、今回はこのパンフレットのみでとどめるということになりました。

3ページ目です。「人生は続くよどこまでも」ということで、地域包括ケアシステム住まいに関して書かれております。

住まい探しから契約、引っ越し、身元保証の課題、そして住まいが見つかって住み始めるだけではなくて、住み続けていくことが必要なので、病気になることもあるでしょうし、介護が必要なことになることもある。近隣トラブルを抱えてしまうこともある。この住み続けるというところに視点を当てて書いてございます。

そして、住まいじまいということで、アドバンスケアプランニング、ACPの考え方ですとか、遺言書ですとか、ご自分がお亡くなりになった後どんな手続があるのかなど、最後、住宅を返していくというようなところまで1冊にまとめたものになってございますので、ご参考にされてください。

一括で説明させていただきました。質問等があればお願いいたします。

会長

いかがでしょう、皆さん。よろしゅうございますか。

特に資料8につきましては次回ご意見をいただきたいということでございますので、ご検討のほうよろしくお願いいたします。

あと、資料7のところで、かみすな包括で改善、半年前の約束どおりしてもらえたということが、この改善をしたというところだけを取っては高く評価したいと思います。半年間待ったと、猶予をしたというところもありまして、それ以前にずっと続きましたというところを総合的に考えると、御礼を申し上げるような話ではないのかもしれませんが、ありがとうございました。

たかまつ包括は、これ法人内異動。分かりました。法人内でそういう異動でちゃんと人員の配置を努力しているというところは素晴らしいと思っています。ありがとうございました。そのほかよろしいですかね。

では、議事は以上、全てになると思います。

そのほか言い漏れたとか、そのほかのことで何か委員の皆さん、あとセンターの皆さん、事務局から……。

事務局。

地域包括支援センター運営協議会の委員の皆様の改選がござ

事務局

いまして、市民委員の皆様は、12月10日号の広報で募集をした
いと考えておりますので、ぜひまたこちらのほうもご覧いただ
きながらご協力いただきたいと思いますっております。

専門職の皆様は、また所属団体に推薦をお願いするような形
を考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。 事
務局からは以上です。

会長

ありがとうございます。

そのほか何かございますか。

なければ、時間いっぱい使っちゃってすいませんでした。大
丈夫ですか。

では、次回の日程はですね、次第にもございますとおり、11
月16日火曜日午後3時から、時間が午後3時からとなっております。
場所は同じこの場所で行うことになりますので、どうぞ
よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして令和3年度第3回地域包括支援
センターの運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。